

延長保育料改定にともなう説明会の開催と減免制度をもとめる陳情書  
2003年11月 日

代表者 練馬区保育園父母連合会

練馬区議会議長  
中島 力 殿

#### 要旨

1. 延長保育のスポット利用導入と延長保育料値上げ計画への疑問にこたえる場として説明会を開催してください。
2. 定額制に改定する延長保育料に減免制度をもうけてください。

#### 理由

1. 11月1日付の区報に、突然、延長保育のスポット利用制度の導入と延長保育料の値上げ計画が発表されました。それに対して、保育園に子どもを預けている保護者だけでなく、これから保育園に預けようという保護者の間から、「スポット利用とはどういうものなのか?」、「利用できる枠は本当にあるのか?」、「これまでの利用者がなぜ2倍以上の値上げになるのか?」、「保育園内で料金の受け渡しがおこなわれるのは防犯上危険ではないのか?」といった疑問と不安の声が高まっています。現に、11月に区内3カ所でおこなわれた入園説明会でも、スポット利用制度についての質問が少なくありませんでした。保護者や区民の疑問は、保育課が発行する1枚の説明文書で理解・納得できるものではありません。区民と保護者が十分理解できる場として、説明会を開催するようにしてください。

2. 9月26日の文教児童青少年委員会の審議のなかで、保育課長は、「延長保育料負担者全員の加重平均は2,047円」と説明していました。保育園の保育料は1~2歳の低年齢層ほど高い仕組みになっています。したがって、1歳から5歳までの「加重平均」をいくら算出しても、実態とはかけ離れた金額になってしまいます。現状は、延長保育定員20名のうち8割が3歳以上の枠になっており、4歳、5歳の料金は最高1,800円です。こんどの値上げ幅は、一番利用者の多い4歳、5歳児の保護者でみると2・2倍の値上げになります。また現況の延長保育料は、本体の保育料に準じている関係で、所得の少ない家庭の場合600円という方もいます。その保護者にしてみると、こんどの値上げは6・6倍にもなります。これまで延長保育を利用してきた保護者のなかには、障害をもっていたり、ひとり親家庭など特別な事情のもとで、保育料が減免されている方も少なくありません。いま保育課がすすめている延長保育料の改定計画によれば、どんな理由があろうと一律4,000円となります。さまざまな事情で保育料の本体部分の減免を受けている保護者にたいして、延長保育料の減免制度をもうけるようにしてください。

以 上